

規制・制度改革検討シート（案）

【その他（金融）1】

<p>事項名</p>	<p>社債市場の活性化及び国際化の推進 （社債以外の債務に付与されるコベナンツ情報の開示）</p>	
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社債に付与されるコベナンツは発行開示として目論見書等により開示され、有価証券報告書では、ローンなどを含む債務のコベナンツが開示される仕組みがあるが、社債以外の債務に付与されるコベナンツ等が十分に開示されていないことから、必ずしも社債と他の債務との優先劣後の関係が明らかにされておらず、投資家保護の観点から改善が必要である。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融商品取引法第5条、第15条、第24条、企業内容等の開示に関する内閣府令第8条、第12条、第15条、第二号様式、第三号様式 等 	
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信用リスクが相対的に大きい企業の社債発行及び投資の拡大を図っていくため、企業の資本・財務政策及び投資家のニーズに基づき多様なコベナンツが必要に応じて柔軟に付与され、社債の発行条件等に適切に反映される環境を整備する。 	
<p>担当府省の回答</p>	<p>上記改革の方向性への考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投資者が適切に投資判断を行うためには、社債、ローン等の債務に関する情報、社債と他の債務との優先劣後関係等について開示されることが重要であり、これらの情報の開示が十分なものとなっているかについて点検する必要があると考える。
	<p>【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社債、ローン等の債務に関する情報、これらの債務間の優先劣後関係等の開示については、社債市場のみならず、銀行の融資実務にも大きな影響を及ぼし得る問題である。本件については、現在、日本証券業協会「社債市場の活性化に関する懇談会」において議論が行われている

		が、今後の対応については、当該懇談会における議論を踏まえ、銀行の融資実務への影響等を踏まえつつ、十分に検討する必要があると考える。
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	・
改革事項に対する基本的考え方		・ 社債以外の債務に付与されるコベナント等が十分に開示されることで、投資家層の拡大が見込まれる。
具体例、経済効果等		・
改革案		・ 日本証券業協会「社債市場の活性化に関する懇談会」での議論を踏まえ、銀行の融資実務への影響に加えて投資家保護の観点から、必要な情報の開示が適切に行われるよう検討する。 【平成 23 年度結論】

規制・制度改革検討シート（案）

【その他（金融）2】

<p>事項名</p>	<p>社債市場の活性化及び国際化の推進 (社債管理者の設置)</p>	
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社債管理者は、個人向け社債では設置される一方で、機関投資家向け社債の殆どは社債管理者不設置債となっている。信用リスクが相対的に大きい企業の社債発行及び投資の拡大を図っていくためには、社債管理者による財務内容のモニタリング機能及び債権保全・回収機能が十全に発揮され、それが社債の発行条件等に適切に反映される環境整備が必要である。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本証券業協会規則 ・ 会社法第 702 条 	
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信用リスクが相対的に大きい企業の社債発行に当たって、企業、投資家及び証券会社の参考となるよう標準的な社債管理者の設置モデルを作成、例示するなどの取組みを進め、市場慣行として、まず、このような社債への社債管理者の設置を定着化させる。 	
<p>担当府省の回答</p>	<p>上記改革の方向性への考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記規制改革の方向性に関する事項は、会社法上社債管理者の設置義務がない場合にも、市場慣行として、社債管理者の設置を促進しようとするものであり、その性質上、関係者の自主的な取組に委ねるべきものであるから、これについてコメントすべき点はない。（法務省） ・ 対応困難（金融庁）
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、日本証券業協会「社債市場の活性化に関する懇談会」において、社債管理者、証券会社、発行会社、有識者等により、社債管理者の業務の在り方自体を見直すことについて議論がな

		<p>されているところであり、これを踏まえた検討が必要。なお、社債管理者は発行会社が設置するものであり、日本証券業協会規則による対応では実効性がない。(金融庁)</p>
改革事項に対する基本的考え方		<ul style="list-style-type: none"> 日本証券業協会「社債市場の活性化に関する懇談会」では、社債デフォルト後の債権の保全・回収機能に特化した機能を果たす社債管理に係る提案がなされている。同「懇談会」では、発行会社、投資家のニーズ等を十分に把握、確認し、同提案を含め社債管理の在り方について検討が行われる予定。
具体例、経済効果等		<ul style="list-style-type: none"> 例えば米国では、トラスティー(Trustee。「社債管理者」に相当。)の業務は、社債のデフォルト前とデフォルト後では大きく異なり、特に社債のデフォルト前は、基本的には、年次報告書等の定期的な開示書類の受領などの事務的な業務を行い、財務情報の請求やモニタリング、レビューを行うことはない。
改革案		<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年 6 月を目途に取りまとめを行うとされている日本証券業協会「社債市場の活性化に関する懇談会」での議論を踏まえ、社債管理の在り方について検討を行う。 <p style="text-align: right;">【平成 23 年度検討・結論】</p>

規制・制度改革検討シート（案）

【その他（金融）3】

事項名	デリバティブ取引規制の見直し (清算機関(CCP)と取引情報蓄積機関制度の見直し)	
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 円金利スワップ等、一定の店頭デリバティブ取引等について清算機関の利用が義務化される。 ・ また、取引情報蓄積機関制度が創設され、上記取引情報の保存・報告が義務化される。 ・ 金融商品取引法等の一部を改正する法律の公布日(2010年5月19日)から2年半以内の政令指定日より施行される。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融商品取引法 156 条の 20 の 18 第 1 項、156 条の 64 第 1 項 	
改革の方向性(当初案)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内清算機関と外国清算機関の連携による場合には、担保権設定や金額が2重にならぬよう制度設計をする。 <p>取引情報蓄積機関の創設については、法定帳簿と2重にならぬよう制度設計をする。</p>	
担当府省の回答	上記改革の方向性への考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後対応を検討する。
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	<p>国内清算機関と外国清算機関との連携に係る制度設計について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連携金融商品債務引受業の認可に際しては、上記の要望について審査の参考とし、可能な限り効率的なものとなるよう適切な対応を行うこととしたい。なお、連携金融商品債務引受業務を行う際の認可の審査基準として、金商法 156 条の 20 の 18 第 1 項 5 号において「担保の適切な徴求」が求められているところ。 <p>取引情報蓄積機関の創設に係る制度設計について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取引情報の内容については、関係法令の施行

		(平成24年11月が期限)までに内閣府令において規定することとしており、具体的な内容については、利用者の負担等を考慮しながら検討を行う。
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	・
改革事項に対する基本的考え方		・ 市場の利用者にとって、活用しやすく、かつ、無用な負担を可能な限り抑えて制度設計すべきである。
具体例、経済効果等		・
改革案		<ul style="list-style-type: none"> 国内清算機関と外国清算機関との連携に係る制度設計について、連携金融商品債務引受業の認可に際しては、担保権設定や金額が可能な限り2重にならず効率的なものとなるよう適切な対応を行う。 取引情報蓄積機関の創設に係る制度設計について、関係法令の施行(平成24年11月が期限)までに内閣府令において規定することとしており、利用者の負担等を考慮して具体的な内容を定める。 <p style="text-align: right;">【平成24年度措置】</p>

規制・制度改革検討シート（案）

【その他（金融）4】

事項名	金融商品取引法に基づく単体財務諸表開示の簡素化	
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計ビッグバン以後、純粹持株会社の解禁とも相まって、わが国の開示制度は、連結決算が開示の中心という位置付けが定着しており、単体の個別決算の意義は乏しい。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融商品取引法第 24 条、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 1 条 	
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融商品取引法に基づく単体財務諸表を簡素化する。 	
担当府省の回答	<p>上記改革の方向性への考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 22 年 8 月 3 日に開催された企業会計審議会において、以下の会長発言があった。 「金商法における単体情報については、その投資情報としての有用性の観点に加え、会社法で単体の計算書類が作成され株主に届けられ、その情報は、投資家にも開示すべき、との観点から、引き続き開示すべき。単体の見直し（簡素化等）は行う。」
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 単体財務諸表の簡素化については、連結財務諸表と単体財務諸表のあり方の検討、金融商品取引法における国際会計基準の適用の検討、これらに対する会社法上の取扱いの検討等を踏まえ、検討する必要があり、具体的な見直し予定は未定。
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・

<p>改革事項に対する基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投資家にとって重要な連結決算に集約されることで、投資判断に必要十分な情報が簡潔・明瞭化される。 ・ また、国際会計基準のコンバージェンスが進むにつれて決算作成コストが大幅に上昇することを鑑み、開示者の決算作成コストの上昇抑制につながる。 ・ 市場の利用者（投資家及び開示企業の双方）にとって、活用しやすく、かつ、負担を抑えて制度設計すべきである。
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融商品取引法における国際会計基準の適用の是非判断が平成 24 年を目途に行われる予定であることに鑑み、連結財務諸表と単体財務諸表のあり方及び会社法上の取扱いの検討等を踏まえ、単体財務諸表の簡素化を行う。 【平成 24 年結論】

規制・制度改革検討シート（案）

【その他（金融）5】

事項名	有価証券報告書提出銀行の場合の決算公告の免除	
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> 有価証券報告書の提出会社は会社法により決算公告が免除されているが、銀行は銀行法に決算公告の義務規定が置かれているため、決算公告が、免除されていない。 <p>< 根拠法令 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行法第 20 条 	
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> 有価証券報告書は、決算公告で開示する情報を網羅しており、銀行のホームページの他、E D I N E Tでの閲覧も可能であり、入手方法も決算公告に比べ多様性に富み、十分その代わりとなり得る。 有価証券報告書を提出している銀行について、会社法の規定に則り、決算公告を免除すべき（銀行法における義務付け規定の廃止）。 	
担当府省の回答	上記改革の方向性への考え方	<ul style="list-style-type: none"> 決算公告の情報量が有価証券報告書に網羅されていることは事実であるが、手段としてE D I N E T等による閲覧で預金者保護に欠けることとならないかについて検討する。 なお、有価証券報告書の銀行のホームページでの閲覧は法令に基づく行為ではなく、銀行の自主的な取組みであることに留意が必要である。
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	<ul style="list-style-type: none"> 有価証券報告書提出銀行の場合の決算公告を免除とすることについて検討する。
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	<ul style="list-style-type: none">

<p>改革事項に対する 基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> 銀行法の目的といえる「一般大衆である預金者への情報開示」に対しては、四半期毎の決算の自行ホームページ掲載や「業務及び財産の状況に関する説明義務」(いわゆるディスクロージャー誌)の公衆縦覧義務等により預金者への十分な情報開示は確保されている。
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 決算公告の開示に要するコストの削減及び事務の効率化に繋がる。
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> 有価証券報告書を提出している銀行について、会社法の規定に則り、決算公告を免除する事を検討の上、結論を得る。 <p style="text-align: right;">【平成 23 年度検討・結論】</p>

規制・制度改革検討シート（案）

【その他（金融）6】

<p>事項名</p>	<p>いわゆる「大会社」等への貸付に対する規制の見直し（貸金業法の見直し）</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者金融会社による過度な取立等を背景に、改正資金業法により、行為規制・参入規制が強化されたところであるが、その射程は大企業等の資金調達のための取引にも及んでいる。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸金業法第6条、第12条の2～第24条の6
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様々なりスクとリターンを伴った取引が存在し、資金調達にはそれに見合った調達金利が付される事が望ましい中で、借り手自身が投資リスクを判断する能力を有する場合には、自己責任のもと高金利の調達を認めるべき。 ・ こうした投資リスクを判断し得る能力の有無が基準となるものとしては、金融商品取引法（2007年9月30日施行）により創設された「特定投資家制度」が参考事例として挙げられる。「特定投資家制度」は、投資家の知識・経験・財産の状況に応じて、「特定投資家」（いわゆるプロ投資家）と「一般投資家」（いわゆるアマ投資家）に分類し、特定投資家に対しては行為規制の一部を適用しない等の規制の柔軟化が図られている。 ・ 貸金業法についても金融商品取引法上の「特定投資家制度」を導入し、借り手がプロかアマか区分することにより、借り手の能力に応じて金利規制や行為規制、参入規制等を緩和すべき。
<p>担当府省の</p>	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民事上の金利については利息制限法で、刑事上の金利については出資法でそれぞれ規制されている。 ・ 金商業においては、顧客（投資家）がリスクをとることを前提に、顧客のリスク判断能力に注

		目し、プロアマ制度を設けているところ、業者がリスクをとる貸金業において、これを参考に行為規制、参入規制のあり方を論じることは困難。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	・
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	・ 趣旨・目的の異なる制度を参考に、検討を行うことは困難。
改革事項に対する 基本的考え方		<ul style="list-style-type: none"> ・ 「特定投資家制度」は単なる参考事例であって、「特定投資家制度」に限定して検討を行う必要はない。 ・ 本来の趣旨は、個人と事業者を同一基準で規制するのではなく、借り手の属性、能力に応じた制度設計が必要だという事。 ・ 借り手の属性に基準を設ける事により、企業の資金調達の機動性を高める法律として「特定融資枠契約に関する法律」があり、業者がリスクを取る貸金業において、借り手に基準を設ける参考となる。 ・ 貸金業法でも借り手に「特定融資枠契約に関する法律」に準ずる基準を設け、基準を満たす借り手のみを対象に融資を行う貸し手には貸金業法における参入規制や行為規制を緩和すれば、適切な資金供給の円滑化に繋がる。
具体例、経済効果等		<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸金業にも適正な緩和基準を設ける事により、金融市場への資金供給の円滑化に繋がる。
改革案		<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸金業法について、借り手属性による基準を設け、その基準を満たす借り手のみを対象に融資する貸し手に対して参入規制や行為規制を緩和する事を検討し、結論を得る <p style="text-align: right;">【平成 23 年度検討、結論】</p>

規制・制度改革検討シート（案）

【その他（金融）7】

<p>事項名</p>	<p>政策金融機関等の私的整理時における債権放棄の制度構築</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政策金融機関等の私的整理時における債権放棄を円滑に進める環境が整っていない。法的整理でなければ協力義務が無い為、実際の現場では取引先からの事業再生を円滑に資する為の一部債権放棄要請についてほとんど応じない。 ・ 私的整理時における債権放棄については、現在(株)企業再生支援機構のみ法的に政策金融機関等が債権放棄に協力しなければならない状況。 <p>< 根拠法令 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法 ・ 事業再生に係る認証紛争解決事業者の認定等に関する省令（事業再生ADR）
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ (株)企業再生支援機構は5年間の期間限定組織であり、(株)企業再生支援機構の終了後は私的整理時における債権放棄について法的に政策金融機関等が協力しなければいけない機関や制度がない。 ・ 事業再生という同じ立場にいる「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」にて設けている事業再生ADR認定業者にも(株)企業再生支援機構と同一の規定を適用すべき。
<p>担当府省の回答</p>	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 株式会社企業再生支援機構においては、企業再生支援委員会という債務者や債権者と独立した第三者機関において再生支援の決定が行われている。他方、当該決定の際には債権者との調整が行われないため、「政策金融機関等は、・・・当該買取申込み等に伴う負担が合理的かつ妥当なものであるときは、これに応じるように努め、・・・必要な協力をしなければな

		<p>らない。」(法第 65 条)との規定を置くことにより、当該決定後に、再生のために協力を求める必要であると認められる政策金融機関等との調整を行っている。一方、事業再生ADRにおいては、債権者を含めた債権者会議において事業再生計画の決議を行っている。ここでは、政策金融機関等が債権者である場合には、当事者として政策金融機関等が参加をしていることから、法的に義務づけを行わなくても、協力については担保されていると考えられる。以上より、政策金融機関等の債権放棄への協力義務を、事業再生ADRの規定に加える必要性はないと考えられる。</p>
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	
<p>改革事項に対する基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ (株)企業再生支援機構法に、政策金融機関等が私的整理時における一部債権放棄に協力する事を記さなくてはならない程、政策金融機関等の対応が消極的である事が問題。 ・ (株)企業再生支援機構は平成 21 年 10 月の設立から 5 年間で業務が終了するよう努める期間限定組織であり、原則 2 年以内に支援決定を行うことから、3 年目以降及び組織の終了後は私的整理における債権放棄について法的に政策金融機関等が協力しなければならない機関や制度が無くなり、私的整理による事業再生が進まず清算を余儀なくされる企業等が増加していく懸念がある。 ・ 再生案件については、引き続き債権放棄等の協力がしやすいような制度的な担保をしていく必要がある。

<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件が成立すれば、事業再生 A D R 認定業者が債権者会議にて、一部債権放棄による事業再生が可能と判断した時、政策金融機関等に対して協力を要請し、一律的に応じないという姿勢を崩す事ができ、事業再生の円滑化に繋がる。 ・ 例えば、(株)企業再生支援機構において福祉医療機構の協力(一部債権放棄)を得て医療法人の私的整理を支援する案件が決定しているなど、協力義務が一定の成果につながっている事例が存在する。
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府系金融機関や独立行政法人が一部債権放棄への協力義務のある(株)企業再生支援機構による支援決定可能期間は限られており、その後の私的整理支援を継続していくため、事業再生という同じ立場にいる「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」にて設けている事業再生 A D R 認定業者に(株)企業再生支援機構に対する協力義務と同様の規定を設けることを検討する。 <p style="text-align: right;">【平成 23 年度検討開始】</p>

規制・制度改革検討シート（案）

【その他（金融）8】

<p>事項名</p>	<p>協調リースの集団投資スキーム持分の適用除外要件の明確化</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協調リースについては、金商法で除外要件も設けられているが、その要件が抽象的であり適用判断が難しく、取組そのものがしにくくなっており、大口の設備投資等のニーズに対応しきれていない。 ・ 単なる金銭消費貸借契約とは異なりモノが絡むリース・割賦契約では、事務的に煩雑なことに加え、物件に対する権利関係が複雑となり、債務者がそれぞれのリース会社と持分毎に契約を締結する事が実務的に困難。係る事情から従来より協調リース形態（シンジケーション）にて、大口設備投資案件等債務者の要望に応えてきた経緯。 <p>* 協調リースとはリース会社が行うリース・割賦業務のうち、複数の参加リース会社が協定書等を締結し、幹事リース会社と債務者間で締結したリース・割賦契約の持分を保有し共同で行なうもの。</p> <p>< 根拠法令 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融商品取引法第2条第2項第5号 ・ 同法第2条第8項第7号 ・ 同法第29条
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協調リースについて、資金の出し手が全てリース会社である実態から、規制対象（具体的には「集団投資スキーム」）から除外すべく、金商法および同法施行令にて規定願いたい。 ・ 少なくとも、債務者が意義を留めない承諾を行なっている案件（いわゆる「オープン協調」）については、債務者はリース・割賦契約の相手方（幹事リース会社）以外に債権者が存在する

		<p>ことを認識している事から、金商法から除外すべき。</p>
担当府省の回答	上記改革の方向性への考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協調リース（リース会社が行うリース・割賦業務のうち、複数の参加リース会社が協定書等を締結し、幹事リース会社と債務者間で締結したリース・割賦契約の持分を保有し共同で行うもの）については、出資者（参加リース会社）全員が事業に関与している場合には、集団投資スキーム持分の定義から除外される可能性もあると考えられる。
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協調リースについて、実態を踏まえつつ、集団投資スキーム持分の適用除外要件への該当性を検討し、これを明確化する。
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	<ul style="list-style-type: none"> ・
改革事項に対する基本的考え方		<ul style="list-style-type: none"> ・ 協調リースは、広く一般事業法人を対象に出資を募るものではなく、まして個人は対象外であり、資金の出し手は全てリース会社である実態を踏まえた規制の適用をしていく事が、企業の大口案件を中心とした設備投資に対する資金調達手段の拡大に繋がる。
具体例、経済効果等		<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備投資に対する企業の資金調達手段の多様化に繋がる。
改革案		<ul style="list-style-type: none"> ・ 協調リースについて、実態を踏まえ集団投資スキーム持分の適用除外要件への該当性を検討し、それを明確にする。 <p style="text-align: right;">【平成 23 年度調査・検討・結論】</p>

規制・制度改革検討シート（案）

【その他（金融）9】

<p>事項名</p>	<p>異種リスクの含まれないイスラム金融に該当する 受与信取引等の銀行本体への解禁</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ イスラム金融を、一律に子会社・兄弟会社においてのみ取扱可能とした場合、本邦金融機関としては、当該業務に従事するために、同一地域に支店がある場合も現地法人の設立が必要となりかねず、経営資源の有効活用の観点から問題があるほか、子会社・兄弟会社形態の場合、子会社等単体での自己資本比率規制の制約を受けするため、大規模な案件への参画が困難となる懸念も存在。 ・ イスラム金融は、ユニバーサルバンク制を採用している欧州系銀行に限らず、米国でも銀行業務と同等の機能を有する業務という整理が行われており、銀行本体での取扱いが認められているところ。本邦の銀行についてその取扱いが認められない場合、上記の弊害から欧米の金融機関との競争において不利であり、国際競争力の点でも大きな障害となる。 ・ 現在、アジアや中東の金融市場は、本邦金融機関にとっても重要なマーケットとなっているが、当該地域において、イスラム金融が重要な資金調達・運用手段としてその活用が顕著に拡大している現状に鑑みれば、本邦金融機関のみが銀行本体でイスラム金融の取扱いができないことは、当該マーケットへの本邦金融機関のプレゼンスの上昇を阻害する要因となってしまうことが危惧される。 <p>< 根拠法令 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 銀行法第 10 条、第 12 条

<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ イスラム金融全般ではなく、銀行業務と実質的に同視しうる取引（銀行業務に準じ、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性が認められる取引）であり、かつ銀行業務の規模に比して過大なものでなく、銀行業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用を資すると認められる取引を対象を限定して許容すれば、他業禁止規制の趣旨である本業に専念することによる効率性の発揮、利益相反取引の防止、他業リスクの回避等から、逸脱することは無いものと考えられる。 ・ イスラム金融取引に該当する受与信取引等（金銭の貸付けと同視しうるイスラム債に関する売買・引き受け等を含む）のうち、銀行法に基づき銀行本体に認められる業務（以下、「銀行業務」と実質的に同視しうる取引（銀行業務に準じ、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性が認められる取引）であり、かつ銀行業務の規模に比して過大なものでなく、銀行業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用を資すると認められる取引）に関する、銀行本体における取扱いの許容。
<p>担当府省の回答</p> <p>上記改革の方向性への考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ イスラム金融については、「銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方等について」（金融審議会第二部会報告（平成19年））において、「銀行・保険会社の子会社及び兄弟会社とすることが適当」とされ、既に銀行の子会社においてはイスラム金融による与信を行うことが可能となっている。 ・ このため、ご指摘のような「国際競争力の点で大きな障害」、「本邦金融機関のプレゼンスの上昇を阻害する要因」とまではいえず、むしろ「他業禁止」を形骸化させ、銀行の業務の適切性の確保や財務の健全性の確保ができず、ひいては預金者保護が図れなくなるおそれが強い。 ・ 「実質的に同視しうる取引」について、イスラ

		<p>ム金融の7割を占めるといわれるムラバハにおいては銀行が実際に商品の売買を行っており、機能的な親近性やリスクの同質性は低く、子会社には認められても銀行本体で認めることは措置困難。</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行本体における有価証券の引受は、財務の健全性の確保等のため、禁止されているところ、イスラム債(スクーク)の引受についてもこれを認めることは措置困難。
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<ul style="list-style-type: none">
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 商品の売買を銀行に認めることは他業禁止の目的である、本業への専念や他業を営むことによる本業への影響遮断、の観点に照らすと、銀行の業務の適切性の確保や財務の健全性の確保ができず、預金を取り扱う銀行本体において預金者保護が図れない。
<p>改革事項に対する基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> イスラム金融はムラババだけでなく、イジャラのようなファイナンスリース業務に極めて近い取引形態もあり、ムラババ以外の取引についても検討が必要。 現在、中東・アジアは世界の中でも発展著しい市場であり、この市場において、本邦金融機関の国際化や日本企業の海外進出の阻害要因があれば、改善していくべき。 他業禁止の観点が重要であるが、世界的な金融規制強化の流れがある中で金融市場で主流の欧州系・米国系金融機関にて取扱いが認められているのであれば、積極的に取組むべき。
<p>具体例、経済効果等</p>		<ul style="list-style-type: none"> 中東、アジアの金融市場において欧州系・米国系金融機関と対等な立場で競争する事ができ、本邦金融機関の国際化や日本企業の海外進出の円滑化に繋がる。

改革案

- ・ イスラム金融取引に該当する受与信取引等のうち、銀行法に基づき銀行本体に認められる業務（以下、「銀行業務」と実質的に同視しうる取引（銀行業務に準じ、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性が認められる取引）の銀行本体における取扱いの許容を検討し、結論を得る。

【平成 23 年度検討・結論】

規制・制度改革検討シート（案）

【その他（金融）10】

<p>事項名</p>	<p>銀行の子会社の業務範囲の拡大（リース子会社等の収入制限の緩和）</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 銀行のリース子会社がリース業務を営む他の会社を子会社としている場合（リース会社集団）、リース会社集団のリース業務及びリース業務に係る機械類等の売買、保守・点検等管理業務が収入の50%を下回ってはならない。また、リース会社集団に属するそれぞれの会社において、リース業務の収入を上記売買、管理等の業務の収入が上回らないこととされている。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 銀行法第12条 ・ 銀行法施行規則第17条の3第2項第11号 ・ 銀行法施行規則第17条の3第2項第3号及び第38号の規定に基づく銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ リース子会社のリース業務を行わない子会社についても、実質的にリース業務を営む会社の一部門と同視できる場合は、リース物品等と同種の物品等の売買、保守点検を認め収入を合算することを認めるとともに、リース物品等同種の物品等の売買、保守点検による収入のリース業務による収入との比較制限の規定を撤廃すべきである。
<p>担当府省の回答</p>	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リース終了後の物品の売買をどのように位置付けるかによって必要な規制は異なるため、銀行本体等におけるファイナンスリースの活用解禁の検討を行うのにあわせて一体として検討を行う。 <p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リース終了後の物品の売買をどのように位置付けるかによって必要な規制は異なるため、銀行本体等におけるファイナンスリースの活用

		<p>の解禁の検討を行うのにあわせて一体として検討を行う。</p>
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「同種の物品等の売買や保守・点検」における「物品」は、リース業に用いない無関係な物品であるため、「同種の物品等の売買、保守点検による収入のリース業務による収入との比較制限の規定」を撤廃し、リースを行わない会社がこれを行うことは、他業禁止に反するため措置困難。
<p>改革事項に対する基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 銀行の「他業禁止」に係る規制については、本業以外の業務を営むことによる異種のリスクの混入を阻止すること、銀行業務に専念することにより効率性を発揮すること、利益相反取引を防止することなどにその趣旨があるとされている。本件は銀行子会社たるリース会社集団が現行規制の下で行っていた業務を、効率化、専門性の進展等の観点から、その会社集団の中で再編することを可能にすべきであると述べているのであって、上記趣旨に反するとは考えられない。 ・ 銀行の他業禁止の趣旨を十分勘案し、リース会社集団内での機能分担・効率化を図るため、実質的にリース業務を営む会社の一部門と同視できる場合は、単体ではなくリース集団内のみで収入制限を行うことを検討すべき。
<p>具体例、経済効果等</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ リース会社集団の業務効率化が進み、また子会社の専門性が進むことにより利用者の利便性が向上する。
<p>改革案</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ リース子会社における収入制限規制は、リース子会社の子会社を含むリース会社集団全体で判断すれば足り、リース子会社から発生する中古物品の売買・保守点検を専門に行う子会社については、当該リース子会社の一部門と同視できる場合は、単体での収入制限規制の適用を除外することも含め、リース会社集団内において、効率的に事業が行えるよう規制の見直しを

	<p>検討する。</p> <p>【平成 23 年度検討・結論】</p>
--	-------------------------------------

規制・制度改革検討シート（案）

【その他（金融）11】

事項名	企業グループの組織再編に資する規制の見直し (1) 保険契約の包括移転の移転単位の見直し	
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険会社が保険契約を他の保険会社に移転する場合は、責任準備金の算出基礎が同一であるすべての保険契約を包括して行わなければならないものとされている。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険業法第135条第2項 	
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約者保護、移転保険会社の財務健全性等へ配慮しつつ、少なくともグループ内であれば一部移転を認めるべきである。 	
担当府省の回答	上記改革の方向性への考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 責任準備金の算出基礎が同一である保険契約の一部の移転・承継を行うことについては、保険契約者等保護の観点から、十分に議論を深めつつ、検討を行うべき問題である。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	<ul style="list-style-type: none"> ・
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険契約の包括移転は、保険契約者の集団を維持しつつ、同等の条件で一括して移転することが当該保険契約者全体の利益にかなうことから、責任準備金の基礎が同一である契約を一括して移転しなければならないこととしている。仮に、保険契約の一部の移転を認めた場合、保険集団を維持することによる利益が損なわれ、保険契約者間の公平が確保されないおそれがあること等から、十分慎重に検討していくべきものとする。
改革事項に対する基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 責任準備金の公平な分割に留意しつつ、異議申立手続における運用の見直し（情報開示の在り方等）、当局の関与の在り方（例えば予備審査制度の導入等）の手当を行った上で、責任準備 	

	<p>金の算出基礎が同一である保険契約の一部での移転を可能とする、もしくは連結ソルベンシー制度の導入等グループ監督制度が整備されたことを受けてグループ内に限定して移転単位の自由度を高める方法も考えられる。</p>
具体例、経済効果等	<ul style="list-style-type: none"> 機能別、分野別の再編が可能となり、経営の効率化が進み、競争力を確保することが可能となる。
改革案	<ul style="list-style-type: none"> 保険会社の組織再編が進んでいることも踏まえ、責任準備金の算出基礎が同一である保険契約の一部の移転・承継を行うことについて、保険契約者の保護の観点も踏まえつつ、検討を行い結論を得る。 <p style="text-align: right;">【平成 23 年度検討・結論】</p>

規制・制度改革検討シート（案）

【その他（金融）12】

事項名	企業グループの組織再編に資する規制の見直し (2) 保険募集人等の委託の在り方の見直し	
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険業法上、損害保険代理店とは「損害保険会社の委託を受けて、その損害保険会社のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う者で、その損害保険会社の役員又は使用人でないものをいう」とされており、復代理が認められていない。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険業法第2条第21項 	
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再委託を認めることにより、例えば、保険会社の機能を分離し、販売会社を設立して営業推進や代理店管理を行う等、組織再編の選択肢を増やすべきである。 	
担当府省の回答	上記改革の方向性への考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再委託を認めた場合、保険会社が代理店における業務の適切な実施を確保できなくなるおそれがある等の理由から対応困難。
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	<ul style="list-style-type: none"> ・
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	<p>再委託を認めた場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険会社が代理店における業務の適切な実施を確保できなくなるおそれがある、 ・ 保険会社が自ら委託していない代理店の保険募集に関する賠償責任を負うことになる、 ・ 多くの保険代理店を傘下に持つ総代理店は強い販売力を有するようになり、保険会社のコントロールが十分に働かなくなるおそれがある、等の問題点が生じる。
改革事項に対する基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 例えば、銀行代理業は所属銀行の許諾を得て再委託が可能である一方、原則許可制であり、業務範囲、経理、顧客保護、委託元の指導、賠償 	

	<p>責任等の規定を設けている。単に復代理を認めるのみならず、保険販売、管理を行う新たなカテゴリを設け、銀行代理業に準じて規定することが必要である。また、総代理店の権利義務、保険会社との関係につき必要な規定を別に置くことで、代理店の業務の適切な実施、総代理店のコントロール、賠償責任の明確化等の問題をクリアすることは可能である。</p>
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戦略的な組織再編のための選択肢の 1 つとなりうる。 ・ グループ内で行われる場合は、契約者の保護にも欠けることがない。
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険会社の組織再編が進んでいることも踏まえ、復代理等も含めた保険募集人等の委託の在り方について、業務の適切な実施を確保する観点も十分踏まえつつ、検討を行う。 <p style="text-align: right;">【平成 23 年度検討】</p>

規制・制度改革検討シート（案）

【その他（金融）13】

事項名	企業グループの組織再編に資する規制の見直し (3) グループ会社内での事業再編手続の簡素化	
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険会社間で合併、会社分割、事業譲渡等の組織再編を行う場合は内閣総理大臣の認可を受ける必要がある。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険業法第 167 条第 1 項 ・ 保険業法第 173 条の 6 第 1 項 ・ 保険業法第 142 条 	
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同一保険会社グループ内において組織再編を行う場合には認可制から届出制に緩和すべきである。 	
担当府省の回答	上記改革の方向性への考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険会社の事業再編は、保険契約者の利害に重大な影響を及ぼしうるものであることから、行政庁による事前の確認が必要であり、届出制とすることは困難。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	<ul style="list-style-type: none"> ・
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険会社の事業再編は、保険契約者の利害に重大な影響を及ぼしうるものであることから、行政庁が事前に当該事業再編が保険契約者の保護に欠けることとならないかや事業再編後の業務が適切に行われるかどうか確認することが必要であり、届出制とした場合には、そうした確認が困難となる。このことは事業再編がグループ内かどうかで異なるものではない。また、事業再編は、異議を述べた保険契約者にもその効力が及ぶこととなるなど保険契約者等の権利を制約する面があることから、認可にかからしめることにより、事業再編の公正性を確保する必要がある。

<p>改革事項に対する 基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同一保険会社グループ内において組織再編を行う場合にはそれ以外の会社との組織再編とは異なり、グループ内で機動的、効率的になされるべきである。 ・ 行政庁は、保険会社グループとして、経営統合等される際にも事前確認を行っているものであり、グループ内の組織再編において再度事前確認を行う必要性は乏しい。
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同一保険会社グループ内において組織再編を行う場合には認可制から届出制に緩和することを検討する。 <p style="text-align: right;">【平成 23 年度検討・結論】</p>

規制・制度改革検討シート（案）

【その他（金融）14】

事項名	貿易保険の民間開放推進（再保険の開放）
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> 政府による再保険引受は NEXI 以外には認められていない。また、NEXI による再保険の引受は国際機関、外国政府、外国法人しか認められていない。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> 貿易保険法第 13 条第 2 項及び第 57 条第 1 項
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> 民間が参入している短期保険分野において、政府もしくは NEXI が再保険の引受が可能となるよう措置する。
担当府省の回答	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年 10 月の事業仕分け結果（「特別会計の廃止（国以外の主体に移管）」、「国家の保証等国の関与を確保」、「移行のための適正な経過期間」及び「組織としては独立行政法人日本貿易保険に一体化」）を踏まえ、国による再保険は廃止する方向で、貿易保険の利用者に不便が生じないようにしつつ、貿易保険制度の見直しを進めることとしている。 ただし、民間保険会社各社が営利事業として引き受けた自国企業の貿易投資や海外プロジェクトのリスクを国が肩代わりする仕組みは世界でも類例がなく、民間再保険業を圧迫する懸念がある上、民間保険会社の「逆選択」により国に不良案件が集中して、我が国政府が多大なリスクを抱え込むおそれがある。また、民間保険会社各社から再保険を引き受ける場合、少なくとも、民間各社の審査に加え、国（NEXI）においても厳格な審査体制を二重に構築する必要があるところ、かかる仕組みがコスト・人員面からも効率的かつ真に利用者メリットにつながるとは考えにくい。

	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国が民間保険会社から直接再保険を引き受けることとなれば、民間再保険市場の健全な育成を妨げるおそれがある。また、民間保険会社の「逆選択」により国に不良案件が集中して、我が国政府が多大なリスクを抱え込むおそれがある。
<p>改革事項に対する 基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 貿易保険事業への民間保険会社の開放が進まない理由の1つには、民間保険会社の出再先が海外しかないため、コストがかさむという指摘がある。貿易保険事業については、法令での参入規制は存在しないものの、組合包括保険制度、国・NEXIの再保険の仕組み等が、さらなる民間開放の妨げとなっている可能性がある。 それらを見直すことにより、民間開放を促進させ、また、NEXIとの役割分担を明確にした上で、官民一体となって外国貿易その他対外取引を行う企業のバックアップにあたるべきである。 ・ 再保険を開放した場合でも、引受を義務化するのでなければ、「逆選択」による不良案件の集中のおそれはない。 ・ 現状、民間保険は海外に出再しており、国内において民間再保険業の圧迫の恐れはないものと考えられる。今後民間再保険業を行いうる国内の民間保険育成のためにも、政府ないしNEXIによる再保険引受を行うことにより、民間保険のノウハウ蓄積の機会を与えるべき。
<p>具体例、経済効果等</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府、NEXIが再保険引受を行うことにより、短期保険分野での民間保険の参入等がさらに促進される。

改革案

- ・ 平成 22 年 10 月の事業仕分け結果（「特別会計の廃止（国以外の主体に移管）」、「国家の保証等国の関与を確保」、「移行のための適正な経過期間」及び「組織としては独立行政法人日本貿易保険に一体化」）を踏まえつつ、貿易保険の民間保険の参入促進の観点にたつて、国ないし独立行政法人日本貿易保険の、民間保険会社からの再保険の引受を認めることも含め、貿易保険制度の在り方を見直す。

【平成 23 年度検討開始】

規制・制度改革検討シート（案）

【その他（金融）15】

事項名	川下持株会社が子会社とできる範囲の明確化	
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険会社は持株会社を子会社とすることができるが、当該持株会社の子会社の範囲は明確でない。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険業法第106条第1項第14号 ・ 保険業法施行規則第56条第9項 	
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険会社が保険業法第106条第1項1～4,8,9号に規定する会社を子会社とする持株会社を子会社とできることを明示すべきである。 	
担当府省の回答	上記改革の方向性への考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討する（対応可能性あり）
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 川下持株会社が子会社とすることができる会社の範囲については、当該規制の趣旨を踏まえ、改めて整理を行う。その結果を踏まえ、必要な場合には、保険業法施行規則の改正を行う等により、範囲を明確化する。
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	<ul style="list-style-type: none"> ・
改革事項に対する基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新成長戦略の 金融戦略2（2）我が国金融機関のアジア域内での活動拡大 において、「保険会社が海外不動産投資や外国保険会社の買収等を行う場合に障壁となる規制の見直しの検討」との記載があるところ、保険会社が海外の保険会社を傘下に持つ持株会社を買収することが可能となることを明示することにより、さらに、保険会社の積極的な海外進出を促すべ 	

	き。
具体例、経済効果等	<ul style="list-style-type: none"> 海外保険会社グループにつき、その持株会社を子会社とすることが可能となる。
改革案	<ul style="list-style-type: none"> 保険会社が保険業法第106条第1項1～4,8,9号に規定する会社を子会社とする持株会社を子会社とできることを明確化する。 【平成23年度措置】

規制・制度改革検討シート（案）

【その他（金融）16】

事項名	投資法人における「減資」制度の導入	
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> 投資法人が保有する不動産等について、減損損失の発生・売却に伴う損失の発生がした場合、出資総額の減少は払戻し（投信法第 125 条第 3 項）又は利益超過分配（投信法第 137 条第 3 項）の場合に限られ（投資法人計算規則第 20 条第 2 項）、株式会社のように減資により欠損を填補することができない。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> 投資信託及び投資法人に関する法律 	
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> 投資法人において欠損填補のための出資総額の減少（減資）制度を導入する。 	
担当府省の回答	上記改革の方向性への考え方	<ul style="list-style-type: none"> 投資信託・投資法人法制は、平成 22 年 6 月に閣議決定された成長戦略において、平成 25 年度までに見直しの検討及び制度整備の実施を行うこととされており、このスケジュールに従い、見直し作業を進めていくこととしている。 投資法人による欠損填補のための出資総額の減少（減資）の制度の導入については、J-REIT 市場等の活性化に資するとの指摘がある一方、投資家保護、投資法人の導管体としての性質、ファイナンス手法の中での位置づけ、求められるガバナンス等様々な観点に加え、税務会計上の取扱いと併せた総合的な検討が必要であることから、投資法人法制全体の見直しの中で検討を進めてゆくこととしたい。
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	<ul style="list-style-type: none"> 投資法人の出資にかかる制度を含め、投資信託・投資法人法制について総合的な検討を行う。

	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 投資家保護、投資法人の導管体としての性質、ファイナンス手法の中での位置づけ、求められるガバナンス等様々な観点に加え、税務会計上の取扱いと併せて総合的な検討を行う必要がある。
	<p>改革事項に対する 基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> 投資法人による、欠損補填のための出資総額の減少(減資)制度を導入することで、資金調達、J-REIT 市場の活性化等に資するとの指摘がある。 欠損補填のための出資総額の減少は、それによって投資法人の財産が増減するものではない。 一方、投資家保護、投資法人の導管体としての性質、ファイナンス手法の中での位置づけ、求められるガバナンス、税務会計上の取扱い等とも関連。
	<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none">
	<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> 欠損補填のための出資総額の減少(減資)制度導入の可否につき、平成 25 年度までに行う投資信託・投資法人法制の見直しの検討及び制度整備の実施において、投資家保護、投資法人の導管体としての性質、ファイナンス手法の中での位置づけ、求められるガバナンス等様々な観点に加え、税務会計上の取扱いと併せて総合的な検討を行う。 <p style="text-align: right;">【平成 25 年度結論】</p>